

## 福島第一原発事故前後の函館市における大間原発建設反対運動

### — ベックのリスク社会論から —

大 橋 美 幸

#### 1. はじめに

東日本大震災に伴う福島第一原発事故は、従来原発から半径8～10km圏内とされてきた「防災対策を重点的に充実すべき地域」（以下、EPZと略す）を大きく超えて被害を拡大させた。復興は先が見えず、将来の健康影響ははかりしれない。制度や補償の仕組みは広範な損害を引き起こす可能性がある科学や技術の進歩に対応しておらず、政府や電力会社等にリスクに対する十分な備えがないことが明らかとなった。このなかで、市民は「専門家にまかせておけば大丈夫」という意識を変え、自らの手で放射線を測り公表したり、食品の放射性物質基準の引き下げを求めて申し入れを行う等、直接、科学や技術に関わり意見を表明しはじめている。

25年以上前、1986年のチェルノブイリ原発事故当時、リスク社会論を提唱したベックは原発事故を「近代社会が抱えるリスクの象徴的な事例」であるとし、「人間自身が作り出し、被害の広がりには社会的・地理的・時間的に限界がない大災害」であるが「多くの制度が、元来はもっと小さな問題のために設計されていて、大規模災害を想定していない」と言う。そして「産業界や技術的な専門家は、今まで、何がリスクで何がリスクでないのか、決定する権限を独占してきた」が、「市民社会が関われば、政治を開放」できると市民社会に期待をよせる\*1。

本稿では、福島第一原発事故前後の函館市における大間原発の反対運動の経過を追い、ベックのリスク社会論から考察する。大間原発は函館市から30km圏内に建設中の、ウランとプルトニウムの混合酸化物燃料である「モックス燃料を世界で初めて全炉心で使用する」<sup>\*2</sup>原子炉である。

## 2. 大間原子力発電所の経過概要

大間原発は下北半島の先端、青森県大間町に建設中の原子力発電所で、改良型沸騰水型軽水炉（以下、ABWRと略す）1基、全炉心でウランとプルトニウム混合酸化物を使用する（以下、フルMOXと略す）<sup>\*3</sup>。原子炉から函館市街地まで27km。函館市ホームページには「この建設地は遮蔽物がない津軽海峡を挟んで当市と近距離の位置にあることから、異常時において市民生活や観光・漁業等の経済活動に対する影響が不安視されて」と記載されている<sup>\*2</sup>。原子力発電所建設にあたっては地元の自治体の長の同意が一つの条件とされるが、函館市及び北海道はその対象とならず、電源三法交付金<sup>\*4</sup>の対象にもなっていない。原子炉設置認可の2年前に行われた第二次ヒアリングには函館市から市関係者と住民ら4人が参加している<sup>\*2</sup>が、事業者による住民説明会等は行われず【資料1】、原子炉設置認可から2年後ようやく「原子力シンポジウム」が函館市と日本原子力文化振興財団<sup>\*6</sup>主催で行われた。

原発は2008年4月に原子炉設置認可、5月に着工された【資料1】。この時にも震災が影響しており、函館で反対運動を行う大間原発訴訟準備会の代表は認可直前の3月に「昨年7月の新潟県中越沖地震による柏崎刈羽の原発震災などの影響で設置許可」がまだ出ていないと話している<sup>\*7</sup>。

工程は2013年12月燃料装荷、2014年11月運転開始の予定であった<sup>\*5</sup>。東日本大震災により工事を中断し、2012年1月の時点で再開されていない。

### 3. 福島第一原発事故前の反対運動

原子炉設置認可（2008年4月）前から市民団体がつくられ、学習会や署名活動が行われている【資料2】。大間原発訴訟準備会の代表は1986年のチェルノブイリ事故で原発に関心を持ち、「大間原発の建設計画を聞き、声を上げなくてはと思い、立ち上がりました」と話す。チェルノブイリ事故の「一瞬にして大事故となり、尊い人命が奪われ、放射能物質が地球規模で広がる恐ろしさは忘れることができません」という思いから、大間原発も「事故が起きれば市内にも甚大な被害が及ぶと考えます。行政区域は異なりますが、函館市民にとっても見過ごせない重要な問題」、「次の世代のためにも大間原発は建てるべきでない」と考えるに至る<sup>\*7</sup>。他方で「大間町で建設予定地となる土地を売らずに反対を訴えてきた、故熊谷あさ子さんの裁判を傍聴するなかで、弁護士と面識を持ち、裁判で争う体制が必要と考え準備会を立ち上げました」<sup>\*7</sup>と話し、大間町での原発反対運動が函館市で反対運動を行うモデルとなっている。

大間町での原発反対運動については、「大間原発訴訟の会」が原子炉設置許可後に経済産業省に提出した異議申立書に記載されている。反対の地権者がいたが30年間の間に買収に応じ、最後に残った1人が反対運動を続けている【資料3】。この最後の1人が買収に応じなかったことが、2004年3月の用地取得が困難なことによる原発炉許可申請の取り下げと、配置計画を変更した再申請につながった【資料1】。この大間町での反対運動と、函館の反対運動の連携は、現地抗議集会等で続いていく。

原子炉設置許可を受けて、抗議集会や原発に関する研修会等が活発に行われる。国や事業者による住民説明会を求める声が強くなり、函館市も動き始める。しかし、住民説明会は「現行制度の枠組みに沿って事業を進めている」、「函館市が説明会を必要とする対象外である」等の理由から頓挫する<sup>\*16</sup>。2010年1月に行われた原子力シンポジウムは事業者が出席せずに行われた。「大間原発訴訟の会」ホームページによれば「函館市は、国や事業者にそれぞれ

の主催による『説明会』開催を断られ、それならばと函館市主催の『説明会』への出席を国や事業者に要請しましたがこれも拒否され、(財)日本原子力文化振興財団に依頼して『経費の大半』を負担してもらい講師の派遣を受けることで開催を決めました」とある\*<sup>10</sup>。それでも市民の関心は高く、会場からは「事故が起きるのか、起きないのかイエスかノーで答えて」、「フルMOXの実験に私たちを使っているのでは」等の意見があり\*<sup>18</sup>、アンケートの自由記述で「会場から学問的ではなく感情的な発言が目立ちすぎた」と市民の反応を批判する意見があったくらいである\*<sup>19</sup>【資料4】。

そして、「大間原発訴訟の会」は2010年7月、函館地裁に提訴する【資料2】。訴状には「炉心の予定敷地から約300メートル地点に民間住宅があることは立地審査指針を満たしていない」、「ABWRの構造的問題、MOX燃料を使用する危険性」、「津軽海峡の海底活断層の評価など、大地震を想定していない」、「恐山や恵山など、噴火の可能性がある火山地域に立地されることの危険性」、「重大事故が起きた場合、大間および原子炉から最短18キロしかない函館市、道南地域に壊滅的な放射能汚染が懸念される」などの項目が並ぶ\*<sup>20</sup>。原告には大間町で買収に応じなかった最後の1人をふくめ、大間町から十数人が加わっているが、6割は函館市民である\*<sup>21</sup>。国と事業者それぞれ建設差し止めと賠償を求める4訴訟のうち、国への建設差し止めを求めた訴訟は青森地裁へ移送されることとなり11月に取り下げたが、その理由は「本件訴訟は函館市民が、函館の裁判所において審理が継続し、函館の裁判所での判断を求めるということが大前提であり、本訴全体が函館地方裁判所から離れるということは考えられない」であった\*<sup>10</sup>。

#### 4. 福島第一原発事故後の反対運動

東日本大震災に伴う福島第一原発事故直後、大間原発訴訟の会は「危惧していたことが起きてしまった」、「福島原発の一連のニュースは、まさに他人ごととは思えない」とし、大間原発の建設中止を求める声明を出す\*<sup>10</sup>。その

後、市民団体が連携して函館市や事業者に要望書を提出し、研修会等を活発に行っていく【資料5、6】。この頃、北海道新聞による世論調査によると、函館市民の87%が大間原発に不安を感じており、原発の建設について「中止」が49%、「安全対策を強化して建設」が44%、「計画通り建設」が5%であった<sup>\*25</sup>。

震災から1ヶ月後は函館市長選であった。大間原発訴訟の会は、立候補予定者に大間原発に関する公開質問状を出す【資料7】。両候補者ともに原発反対であるため選挙の争点にはならなかったが、福島第一原発事故を人災だと思い（質問1）、大間原発はマグニチュード9.0規模の地震や津波に耐えられるとは思わず（質問2）、国や事業者が大間原発の説明会開催（質問4）・大間原発建設計画中止（質問5）を求め、国に原子力に頼らないエネルギー政策への転換を求める（質問7）と答えた候補者が新市長となった<sup>\*10</sup>。

大間原発建設中止を求めるデモ行進「バイバイバイバイ大間原発はこだてウォーク」は6月に約300人を集める<sup>\*10、\*34</sup>。これには「さようなら原発100万人アクション」<sup>\*36</sup>、「6.11脱原発100万人アクション」<sup>\*37</sup>等の全国規模の反原発運動の影響が大きい（全国規模の反原発運動は海外を巻き込んで継続し<sup>\*38</sup>、2012年2月の「脱原発世界会議2012 YOKOHAMA」【資料8】<sup>\*39</sup>等につながっていく）。自治労、全労済などの労働組合が構成している北海道平和運動フォーラム等が主催した、さようなら原発100万人アクション「やめるべ、大間原発！」には約1500人が集まった<sup>\*40、\*41</sup>【資料5】。青森県でも動きがあり、これまで函館市の反対運動と連携してきた市民団体が、生活クラブ生協らと「6.11脱原発100万人アクション」として青森県で講演会やデモ等を行っている<sup>\*31</sup>。青森県の反対運動と函館の反対運動は、7月に大間原発訴訟の会が署名運動をはじめると、大間町の反対運動を応援する青森県の市民団体が、ネットから署名ができるようにして呼びかけを行うなどの連携がみられる<sup>\*42</sup>。

北海道では大間原発以外に、7月に「北海道泊原発の廃炉をめざす会」が

札幌で立ち上がり、11月、泊原発<sup>\*53</sup>の廃炉を求めて札幌地裁に提訴する。設立趣意書には「道南の道民は、20キロ圏内の大間原発の建設中止を求めて、すでに運動を展開し、訴訟を提起しています。私たちは北海道全体を原発から守るという視点から、大間原発に反対する運動と訴訟を支援し、共に闘います」と書かれている。「大間原発訴訟の会」が行った講演会で「北海道泊原発の廃炉をめざす会」のアピールをしたり、共同学習会をするなどの連携が見られる<sup>\*54</sup>。

加えて、震災後に運転を継続している泊原発3号機<sup>\*55</sup>の停止を求めていた札幌の市民団体らが、8月に泊3号機本格運転差し止め訴訟を札幌地裁に提訴している。こちらのホームページには「北海道が直面する泊原発、大間原発、幌延高レベル核廃棄物処分場候補地<sup>\*56</sup>の問題だけでなく…北海道から原発のない未来へ向けて、情報を共有し、活動を連携していく手助けになれば」と書かれている<sup>\*57</sup>。

そして、函館市での反対運動に新函館市長もこたえていく。8月に現地視察、周辺市町村に働きかけて、7月に函館市議会・七飯町議会で、9月に北斗市で「原子力発電所の安全対策の強化と新規原発の建設凍結を求める意見書」を可決<sup>\*62</sup>。10月には大間原発建設が再開された場合「市が原告となって司法手段もあり得る」と表明【資料5】。市民の生存権を根拠にあげる<sup>\*59</sup>。しかし、国や事業者による住民説明会はいまだ開催されず、事業者が「青森県に提供する情報は、北海道と函館市にも」提供するようになっただけである<sup>\*63</sup>。さらに12月、青森県知事が県内原子力施設の緊急安全対策を了承し、大間原発の建設再開は事業者の判断のみにゆだねられることとなった<sup>\*64</sup>。青森県知事は函館市や北海道について「設置認可や安全審査をした国や事業者が段取りするべきだ」<sup>\*65</sup>と青森県としては関与しない姿勢である。

## 5. リスク社会論の観点から

ベックは、現在を近代化がさらに進んだ段階であると捉え、産業社会を支えてきた核家族化や自然環境の利用等がさらに進み、孤立・無縁社会や地球規模の環境問題等が生じ、産業社会の基盤そのものが掘り崩されていると考える。そして、同じく産業社会を支えてきた科学や技術の進歩が、補償の限界を超えるような大規模な災害を引き起こす可能性のあるものとなり、科学や技術を制御するのは国民国家であるが、損害は国境を越えて広がるためグローバルな市民の連帯による解決が必要であるとする。

グローバルな市民の連帯の例として、ベック（2010）は1995年にシェル石油が北海油田の採掘を行うための施設が老朽化したため、イギリス政府の許可を受けて大西洋に沈める方針を発表したところ、グリーンピース等の環境団体が反対運動を展開し、これに賛同したヨーロッパ諸国の市民がガソリンスタンドのボイコット運動を行い、シェル石油から撤回を勝ち取った出来事をあげる。市民が国民国家による「代議制的な意思決定の制度を通り越し、政治的決定にその都度個人が参加」するのである。

東日本大震災に伴う福島第一原発事故について見ると、ベック（2011）は原発事故直後の著書において「原子力の宣伝係や専門家は『安全性のパラドクス』に陥っていた」、「危険産業に対する民主的に正当化された政策の優位性が奪還されなければならない」と言い、「原発事故の帰結が潜在的に国境を超えてゆくにもかかわらず、建設を決定するさい国民国家が主権を持っているのは、矛盾である」、「現実的あるいは潜在的な惨事は、国家の他者に対しても危害を及ぼすからである。したがって、国際的な取り決めが必要となる」と言う。前の2つはリスクの決定主体は誰であるべきなのかという問いであり、後の2つはグローバルな問題解決を求める意見である。

ここから函館市における大間原発反対運動を考察する。大間原発反対運動はリスクの決定主体を問うものである。原発建設反対を唱え、もちろん建設に反対なのであるが、それは大間町の住民と同じく原発のリスクを負う私た

ちに決めさせて欲しいという訴えであり、私たちの意見を聞かずに進めることはやめて欲しい、そしてさらに結果として、私たちが決めるのであれば原発を建設するという決定はしないであろうという主張である。リスクの推計は「大間原発訴訟の会」がおこした原発建設差し止め訴訟の訴状に詳しく記載されている。繰り返し求めた国や事業者による住民説明会が開催されないなかで、函館市民が学習会を重ねた結果であり、青森地裁に移送されそうになった訴訟を取り下げ、函館市民が関わって函館の裁判所でリスクの推計を争うことが大切にされている。背景にはチェルノブイリ原発事故（「大間原発訴訟の会」代表）、今回の福島第一原発事故があり、不安による連帯であるが、原子力シンポジウムのアンケートに感情的な意見を批判する記述があるように、根拠に基づいて、国や事業者の言う「安全」を自分たちで再構築しなおそうとする取り組みである。

しかし、ベックの「代議制的な意思決定の制度を通り越し、政治的決定にその都度個人が参加」する道は開かれていない。9割の市民が大間原発に不安を感じている函館市において、函館市内で推進派と反対派の表立った衝突はなく、福島第一原発事故直後に行われた市長選で当選した反対派新市長は「無期限凍結」を繰り返す等、積極的に行動している。函館市及び周辺市町で意見書が可決される等、代議制的に意思決定が進められているにもかかわらず、従来のEPZや立地自治体の境という福島第一原発事故によって有効性の根拠が失われた制度が立ちふさがり、その声は届かないのである。加えて、ベックが市民連帯の例としてあげたようなボイコットという手法は、電力会社が各地で独占的に電力を供給する日本の現状では電気を選択できず、加えて、大間原発の事業者は卸売であり<sup>\*5</sup>、消費者から遠い存在であった。

ではどうすれば良いのだろうか。次に、ベックの2つめの論点であるグローバルな問題解決について考察する。福島第一原発事故は国境を超えたグローバルな問題となっているが、ここでは函館市における大間原発反対運動を「国境を超えた」問題ではなく、一度「従来のEPZや立地自治体の境を超え



た」問題というところから考えてみたい。ベックの言う「国境を超えた」問題は国民国家が制度を構築しているがために対応が難しくなっており、国際的な取り組みが求められるのだが、大間原発は「従来のEPZや立地自治体の境を超えた」被害が想定されるにもかかわらず、従来の枠組みでしか対応されていないため、拡大した取り組みが求められるのである。

ベックの「国境を超えた」グローバルな市民連帯は、大間原発においては「EPZや立地自治体の境を超えた」市民の連携である。従来の函館市の反対運動と大間町の反対運動との連携にはじまり、福島第一原発事故後、札幌や全国の脱原発運動との連携、そして、ベックが元来主張する「脱原発世界会議2012 YOKOHAMA」等の海外との連携へとつながる<sup>\*66</sup>。従来の函館市と大間町の反対運動の連携では大間原発が問題の焦点であるが、札幌や全国の脱原発運動との連携では北海道や日本のエネルギー政策が問題の焦点であり、海外との連携では世界の原発が問題の焦点となる。大間原発に焦点をあてるのであれば、従来の函館市と大間町の反対運動の連携で解決できそうにも思うが、実際に建設が中止されたのは反対運動によるものではなく東日本大震災のためである。函館市民が「EPZや立地自治体の境を超えた」大間原発を止めるためには、青森県知事が「設置認可や安全審査をした国や事業者が段取りするべきだ」と言うように国の安全対策の見直し、日本の制度の変更が必要である。そして日本の制度の変更には、福島第一原発事故がグローバルな問題となっている今、国際世論の考慮が求められるであろう。

前述したリスクの決定主体は誰であるべきなのかという問いに戻りたい。函館市における大間原発反対運動は、大間町の住民と同じく原発のリスクを負う私たちに決めさせて欲しいという訴えなのであるが、実は大間原発のリスクを負うのは大間町の住民と函館市民だけではない。福島第一原発事故を見れば明らかのように、リスクは国境をも超える。函館市民と同様に、リスクを負う人たちは私たちに決めさせて欲しいと求めるであろう。

ただし、その時、国境を超えるリスクに意見を表明する人たちの問題の焦

点は大間原発だけではない。日本のエネルギー政策であり、世界の原発である。そして、日本のエネルギー政策、世界の原発に意見を表明し、変更を求めていくことで、大間原発の方向性も変わるのである。

函館市における大間原発反対運動は全国や海外を巻き込んだ脱原発運動との連携を通して、大間原発の建設を中止できるかもしれない<sup>\*67</sup>。福島第一原発事故前に提訴された大間原発建設差し止め訴訟の訴状には大間原発の特殊性が記述されているが<sup>\*68</sup>、福島第一原発事故後の今、フルMOXだから危ないというだけでなく、そもそも原発は危ないのだというところに一度立ち戻り、全国や海外の脱原発運動と手を携えていくことに注力すべきであろう。「EPZや立地自治体の境を超えた」リスクの解決には、「国境を超えた」グローバルな連帯が近道である。

資料1 大間原発建設着工までの経過

	原子力委員会等	大間町と函館市
1976年		4月【大間】大間町商工会が町議会に原子力発電所の環境調査実施を請願
1982年	8月 原子力委員会が新型転換炉実証炉計画を決定	
1984年		12月【大間】大間町議会が原子力発電所誘致を決議
1985年		6月【大間】事業者が計画作成、漁協や地元関係者に協力申し入れ
1995年	8月 原子力委員会は新型転換炉実証炉計画を中止、代わりにフルMOX-ABERの建設方針を決定	
1998年	12月 第一次公開ヒアリング (通商産業省主催)	
1999年	8月 第141回電源開発調整審議会で電源開発基本計画に組み入れた承 9月 事業者から通商産業大臣宛に原子炉設置許可申請、安全審査開始	
2000年		2月【大間】準備工事着手
2004年	3月 1999年3月の原子炉設置許可申請を用地取得困難なため取り下げ、配置計画を見直して原子炉設置許可申請	
2005年	6月 経済産業大臣から原子力安全委員会及び原子力委員会へ諮問 10月 第二次公開ヒアリング (原子力安全委員会主催)	
2007年		7月【函館】「大間原子力発電所の建設について慎重な対応を求める意見書」を市議会が可決
2008年	4月 原子力安全委員会及び原子力委員会から経済産業省に答申、原子炉設置認可	5月【大間】着工 6月【函館】北海道に対し大間原発に係る協力を要請、「大間原子力発電所建設に係る函館市民への安全性に関する説明を求める意見書」を市議会が可決

青森県ホームページ等\*2~\*5から作成。

## 資料2 福島第一原発事故前の函館市における反対運動等

	原発の経過と函館市の受けとめ	市民団体の取り組み
2005年	(10月 第二次公開ヒアリング)	
2006年		6月【ストップ大間原発道南の会】学習会「フルMOXの危険性は何か」*8 7月・8月・10月【ストップ大間原発道南の会】大間現地視察*8
2007年	9月 市議会市長答弁 —大間原発の安全対策強化や情報公開を求める考えは？ 市長「第二次公開ヒアリングで商工観光部長も意見陳述したが、安全対策や風評被害対策などを引き続き求め、市民の不安を取り除き、正しい情報を入手し伝えられるよう、道と協議していく」*9	2月【ストップ大間原発道南の会】学習会「核燃サイクル計画と大間原発」*8 4月【ストップ大間原発道南の会】学習会「大間原発 破壊への道」*8 11月【大間原発訴訟準備会】「大間原子力発電所設置許可を出さないことを求める」署名を開始*10 12月【大間原発訴訟準備会】講演会「大間原発破壊への道」*10
2008年	(4月 原子力安全委員会及び原子力委員会から経済産業省に答申、原子炉設置認可) 4月 経済部長「設置認可は大きな決定と受け止める。市民の安全確保を図るため、道や関係機関との連携を強化しながら対応していきたい」*11 6月 函館市から道へ要望書提出 (市民の不安払拭に向けて事業者や国、青森県等に必要な対応を求める考えを伝え、協力を求める内容)*13  設置許可についての市議会市長答弁 「国の許可で当市が論ずる立場にない」 「私自身も市民と同様に不安を感じている。事業者に対し、市民への説明と安全確保策を要請していきたい」 「一部の専門委員から周辺海域に活断層が存在する可能性を否定できないとの見解が示されている」*11  「大間原子力発電所建設に係る函館市民への安全性に関する説明を求める意見書」可決 (事故が起きた場合の函館への影響、海産物の風評被害を懸念し、市民や近隣住民への説明が必要とする内容)*15	2月【大間原発訴訟準備会】反対署名を経済産業省に提出(道南から約9千筆、その他の道内外から5万5千筆)*10 3月【ストップ大間原発道南の会、大間原発訴訟準備会】大間町長に会い、大間原発誘致断念を求める要請*10 【大間原発訴訟準備会】原子力安全委員会の「耐震安全性に問題は無いとする」結論報道に抗議文を送付*10 4月【大間原発訴訟準備会】経済産業大臣宛に原子炉設置認可許可を出さないよう要請する文書と反対署名を送付、認可後に抗議文を送付*10 【大間原発訴訟準備会】名称を「大間原発訴訟の会」に変更。大間原発原子炉設置許可処分に対する異議申立を行うため異議申立人を公募*10 5月【大間原発に反対する会、ストップ大間原発訴訟の会、大間原発訴訟の会、函館・「下北」から核を考える会4団体】事業者へ建設断念を求める文書を送付*10 【大間原発訴訟の会】各地で「大間原発私たちが反対する理由」報告説明会*10 6月【大間原発訴訟の会】「異議あり！大間原発」市民集会(約100人参加)*12 【大間原発訴訟の会】経済産業省へ異議申立書を提出(申立人4541人)*10,*13 7月【大間原発訴訟の会】函館市に説明会開催を求める要望を行う*10,*13

	原発の経過と函館市の受けとめ	市民団体の取り組み
2008年		9月 【函館・「下北」から核を考える会】 研修会「六ヶ所再処理工場と大間原発」*10
2009年	12月 来月開催のシンポジウムについて「不安を感じている市民に原発のことについて知ってほしい」*16  来月開催のシンポジウムでの質問公募（53人から136項目、うち大間原発に特化した質問は23人から38項目がよせられた）*17	2月 【大間原発訴訟の会】 講演会「函館・大間周辺の『活断層』について」*10 4月 【函館・「下北」から核を考える会】 展示会「チェルノブイリをふりかえる」*10 5月 【ストップ大間原発道南の会等】 呼びかけて大間町で「大間原発着工抗議集会」（参加者120人、うち函館から40人）*10 6月 【大間原発訴訟の会】 函館市に大間原発の説明会開催を再度要望*10 10月 【函館・「下北」から核を考える会】 研修会「原発と子供達の将来」*10
2010年	1月 原子力シンポジウム「21世紀の原子力と環境について考える」函館市、日本原子力文化振興財団主催（330人参加）*19	1月 【大間原発訴訟の会】 大間原発パネル展*10 3月 【大間原発訴訟の会】 提訴の原告公募*10 5月 【大間原発訴訟の会】 講演会「原発はあぶない、大間原発はさらにあぶない」*10 7月 【大間原発訴訟の会】 大間町で大間原発反対現地集会を開催（約70人参加）*10 【大間原発訴訟の会】、函館地裁に提訴（原告団170人そのうち北海道95人、大間町8人、その他の青森県26人、弁護士は函館10人、東京7人）*10、*20 10月 【大間原発訴訟の会】 訴状学習会*10 11月 【大間原発訴訟の会】 4訴訟のうち国に対する「原子炉設置許可取り消し訴訟」を取り下げ*10 12月 第1回口頭弁論*10 【大間原発訴訟の会】 訴訟市民集会*10

函館新聞、大間原発訴訟の会ホームページ等から作成

## 資料3 大間原発原子炉設置許可に対する異議申立書(2008年6月)の概要

## 構成

- 第1 はじめに
- 第2 手続的違法性
- 第3 原子力発電事故の危険性と被害の重大性
- 第4 大間原発のABWR炉及びフルMOX炉としての危険性
- 第5 大間原発のフルMOX炉の不要性(核燃サイクルの破綻)
- 第6 大間原子力発電所の地盤・断層・地震に関する安全審査の違法性
- 第7 大間原発は火山近い原発立地点であることが安全審査で十分考慮されていない
- 第8 道南・下北(大間町周辺)の被害の特殊性
- 第9 結論

## 内容(一部)

## 第1 はじめに

電源開発株式会社の大間原子力発電所の建設予定地には、かつて多くの原発反対の地権者がいたが、この30年間にほとんどが買収に応じ、残ったのは熊谷あさ子氏のみであった。そして、熊谷あさ子は、今から約2年前に、不幸にも不慮の死をとげたが、その子らは、母の意思をついで、反対を貫いている。その中の1人、小笠原厚子氏は、本件異議申立にあたり、次のとおり意見を述べている。本書面のはじめに、その意見を掲げ、本件の全体的理解の一助としたい。

「私は大間原発予定地の炉心地の近くの地権者、熊谷あさ子の娘です。母は2年前に不慮の事故で亡くなりました。母は32年前に大間原発の計画が立ったときから反対していました。原発のような危険なものの子や孫に残したくないといつも言っていました。

母の口ぐせは大間の海は「宝の海」。土から命をもらい、海から命をもらい育ててきた母は、本能的に原発に対しての危機感を持っていました。先祖代々続くまぐろ漁師の家に育った母にとって、大間の海は本当に宝の海だったのです。大間の海からは、全国的に有名なまぐろ、昆布などの海藻、うに、いか、たこ、ひらめなどたくさんのお土産物が取れます。また、母は祖父から土地を受け継ぎましたが、「どんなことがあっても土地を手放してはならない」と言うのが、その祖父の遺言でした。「土があればどんなことがあっても生きてゆける」と私たちにもいつも言っていた母の言葉です。その畑で野菜を育て、私たち兄妹も育てられました。今、その土地に母の思い出の家「あさこはうす」が建っています。今でもその畑では、いちご、カボチャ、キャベツ、みょうか、じゃがいもなどが育っています。土地から獲れる野菜と海から捕れるお土産物で、私たちは生きていけます。その豊かな海と土地を子や孫に残したいというのが母の切なる希望でした。

孫たちに自然に触れて育つすばらしさを残したいというのも、もう1つの母の強い願いでした。

2年前に母は亡くなりましたが、母の願いは残された4人の兄妹が引き継ぎました。

大間の海と土地をきれいなまま子や孫の世代に残すために、大間原発に反対します」

大間原発訴訟の会ホームページ<sup>\*10</sup>より作成。

資料4 原子力シンポジウム（2010年1月）に対する意見

	函 館 市	市民及び市民団体
開催前	<p>副市長「不満は十分わかるが、市としてもエネルギーを説明する中で、大間についても話をしてほしいとギリギリの線で交渉してきた結果。市民の不安を解消できるよう、財団に要望していく」*17</p> <p>(チラシに「地球温暖化対策講演会」と記載されているという指摘を受けて開催広告に「青森県大間町に建設されている原発に対する市民の関心が高まっており、その不安を解消する機会として開催する」と付記)*17</p>	<p>大間原発訴訟の会「ようやく説明会に至ったという思い。開催自体は歓迎したいが、事業者の参加を望んでいたのが残念」*16</p> <p>大間原発訴訟の会「『市政はこたえ』の広報にも『住民説明会』の一言もなく、また全市に配布した市の作成したチラシでは『地球温暖化対策講演会』になっている」*10</p> <p>大間原発訴訟の会「趣旨が温暖化対策などになり、温排水が及ぼす漁業への影響や、以前から存在が指摘されている活断層など、市民の不安を解消できるのか」*17</p>
開催後	<p>当日の市長挨拶「市としてこれまで国や事業者に住民説明会を要望してきたが、望む形での開催は困難となった。これまでの時間経過も踏まえ、市の責任で開催することが最良と判断した」*18</p> <p>市総務部「満足、不満足はあるだろうが市が主催して実施した意義はあったのでは」*19</p>	<p>アンケート結果*19</p> <p>原子力に関して「知識が深まった」+「ある程度深まった」70%</p> <p>原子力発電の印象は「あまり不安が解消されていない」40%</p> <p>アンケートの自由記述*19</p> <p>「理解が深まり有意義」</p> <p>「納得のいかない内容」</p> <p>「原子力は必要で推進すべき」</p> <p>「原子力は不安・危険で不必要」</p> <p>「行政レベルの集会を早い段階で実施することができなかった主催者の責任は重い」</p> <p>「会場から学問的ではなく感情的な発言が目立ちすぎた」</p>

函館新聞、「大間原発訴訟の会」ホームページから作成。

## 資料5 福島第一原発事故後の函館市における反対運動等

	原発の経過と函館市の受けとめ	市民団体の取り組み
2011年	<p>(3月 東日本大震災、福島第一原発事故) 3月 安全対策を求める要望書提出を受けて 市長「今のところ大間原発は稼働しておらず、 市として準備はしていない。今後、世界中 のエネルギー政策に影響すると思うが、国 や道の動向を見極めながら様子を見るしか ない」*22</p> <p>4月 大間原発工事中止を求める要望提出に 副市長「建設続行はあり得ず、(従来のEPZ の)10キロが意味をなさないのは明らか。 新市長には早く国に要請する方法を取って いただく」*22</p> <p>函館市長選立候補予定者の公開討論会 現職「国、道の動向を見ながら、必要な措置 を求めていくことになる」 新人候補「原発の安全性に疑いが生じており、 建設中の原発や新規の計画は無期限に凍結 すべきだ」*24</p> <p>市長就任会見 大間原発について 市長「無条件で無期限凍結すべき。国の動向 を見てからだが、もし建設再開となれば中央 にはつきり申し上げなければならない」*26</p> <p>(5月 民主党幹事長が大間原発を視察、青森 県周辺市町村と意見交換)</p> <p>6月 市民団体との懇談で 市長「(国や事業者に対して)反対と申し上げ ると推進派の抵抗が一層強くなる。新たに 作らせなければいい」*33</p> <p>函館市、北斗市、七飯町の長が意見交換。 大間原発建設の無期限凍結を求めていく方針 で一致 市長「渡島・檜山管内の各自自治体に対し、(大 間原発の建設凍結に向けて)さらに連携を 呼びかけていきたい」*43</p> <p>市議会開会、執行方針 市長「安全性の検証がなされない状況下で は、建設中や新規の計画は無期限凍結すべ き」*44</p>	<p>3月【大間原発訴訟の会】大間原発の建設中止 を求める声明を出す*10 【大間原発訴訟の会、ストップ大間原発道 南の会、函館・「下北」から核を考える会、 函館YWCA】函館市に早急な安全対策を 求める要望書提出*10、*22 【大間原発訴訟の会、ストップ大間原発道 南の会、函館・「下北」から核を考える会】 事業者到大間原発建設を断念する要望書を 提出*10 【大間原発訴訟の会】東日本チャリティイベ ントで講演「原発ってどうして危ないの」*10</p> <p>4月【大間原発訴訟の会】説明会「『原発震災』 見る聞く話す」(約100人参加)*10 【大間原発訴訟の会】函館市長選挙立候補 予定者へ公開質問状を出す*10 【大間原発訴訟の会、ストップ大間原発道 南の会、函館・「下北」から核を考える会、 函館YWCA】函館市に大間原発工事中止 を求める要望書を提出*23 【大間原発訴訟の会】講演会「大間原発は 大丈夫?」*10 【函館・「下北」から核を考える会】展示 会・講演会「チェルノブイリ原発事故から25 年」*10</p> <p>5月 第二回口頭弁論*27、*28 【道南地域平和フォーラム】大間町で大間 原子力発電所学習会(約200人参加)*29、*41 【ストップ大間原発道南の会等】呼びかけ て大間町で「大間原発反対現地集会」(約 250人うち函館から50人参加)*30~*32 【大間原発訴訟の会、南北海道自然エネル ギープロジェクト等】「バイバイ大間原発は こだてウォーク」デモ行進(約170人参加) *10、*33 【大間原発訴訟の会】大間原発訴訟計画報 告会*10</p> <p>6月【大間原発訴訟の会、南北海道自然エネル ギープロジェクト等】「第2回バイバイ大間 原発はこだてウォーク」デモ行進(約300人 参加)*10、*34 【道南地域・函館地区平和運動フォーラム】 函館市に大間原発建設中止等を要請*41 【大間原発訴訟の会、ストップ大間原発道 南の会、函館・「下北」から核を考える会、 函館YWCA】市長と懇談*10、*35</p>



	原発の経過と函館市の受けとめ	市民団体の取り組み
2011年	<p>7月 「大間原子力発電所の凍結を求める意見書」可決<sup>*45</sup></p> <p>8月 函館市長が大間原発視察 市長「立地市町村の同意だけで十分なのか、完全に疑問だ」「函館も30キロ圏内に入る。同意を必要としなければ福島の教訓にはならない」<sup>*46</sup>、「福島の津波にも対処できないというが、それだけで済むのか。想定外のこともあり、視察したから了解したとはならない」「今の時点で無期限凍結を求める姿勢は変わらない」<sup>*49</sup></p> <p>10月 市民団体との懇談で 市長「周辺市町村の同意を得ずに進めるなら、場合によっては市が原告になってまで司法手段もあり得る。憲法では保障された市民の生存権を脅かすことになりかねない」<sup>*51、*59</sup> 総務部「(生存権に関して)自治体が提起する例はない。原告としての適格があるかどうか検討を進めている」<sup>*52</sup></p> <p>10月 原子力安全委員会がEPZを30km圏内に拡大する見直し案をまとめたことに対して総務部「計画を作ることで、建設を再開してもいいととられかねない」と原子力防災計画を策定する考えはないと<sup>*52</sup></p>	<p>7月【大間原発訴訟の会、北海道自然エネルギープロジェクト等】「第3回バイバイ大間原発はこたでウォーク」デモ行進(約150人参加)<sup>*10、*46</sup> 【大間原発訴訟の会】大間原発取り消し署名を開始<sup>*10</sup></p> <p>8月【ピークサイクル道南ネット】大間町役場と事業者に大間原発の建設中止を要請<sup>*47</sup> 【道南地域・函館地区平和運動フォーラム】大間原発の建設中止を求める署名と街宣行動<sup>*41</sup></p> <p>9月 第三回口頭弁論<sup>*10</sup> 【大間原発訴訟の会等】「第4回バイバイ大間原発はこたでウォーク」(約220人参加)<sup>*50</sup></p> <p>10月【大間原発訴訟の会等】講演会「福島から広がる放射能の恐怖」<sup>*10</sup> 【平和運動フォーラム、「脱原発・クリーンエネルギー」市民の会】さようなら原発1000万人アクション連鎖集会「やめるべ、大間原発！」(約1500人参加)<sup>*10、*58</sup> 【大間原発訴訟の会】大間原発設置許可取り消しを求める署名を経済産業省へ提出(4万7494筆)<sup>*10</sup> 【大間原発訴訟の会】大間・泊原発学習会<sup>*10、*54</sup></p> <p>11月【大間原発訴訟の会等】「第5回バイバイ大間原発はこたでウォーク」(約150人参加)<sup>*60</sup></p> <p>12月【大間原発訴訟の会】二次提訴(原告団208人)<sup>*61</sup> 第四回口頭弁論<sup>*10</sup></p>

函館新聞、大間原発訴訟の会ホームページ等から作成

## 資料6 函館市に提出した早急な安全対策を求める要望書(2011年3月16日)

1. 函館市として、放射性物質の検出や放射線の測定はできますか。できなければ、とりあえず簡易なものでも用意してください。
2. 北海道は3月15日付けで「福島県から帰道された方に対するスクリーニング検査」を開始しましたが、函館市も同様の対応が可能ですか。被曝治療を行える医療施設はありますか。今後、人以外でも、車両や物品等について、同様の体制が取れるようにしてください。
3. 国や道から福島原発「原発震災」の情報、放射線量の提供などはありますか。
4. 北海道や青森県と連携の上、モニタリングポスト他からの放射線測定量を直接入手して、市民に正確な情報を提供して下さい。障がい者、高齢者、旅行者、外国人等への周知も必要です。
5. 上記4の情報をもとに、公立、私立を問わず保育園、幼稚園、学校等へ放射性物質や放射線等について適切な指示を出せるような体制になっていますか。
6. ヨウ素剤を配布できる状態にありますか。迅速に対応してください。
7. 原子力防災の必要性があらためて証明されました。国や北海道まかせではない、函館市民の安全のための体制を早急に確立してください。
8. 最後になりますが、今回の「原発震災」をうけて更に多くの市民が、函館市の対岸に建設中の大間原発に不安を抱いています。3月15日、高橋北海道知事は、泊原発の避難対象地域を現行の10km圏から30km圏まで見直す意向を示しました。大間原発では、函館市が含まれる事になります。あらためて大間原発の安全性についての検証が必要です。このことに関しては後日市長との会談を求めます。

大間原発訴訟の会ホームページ<sup>\*10</sup>より

## 資料7 函館市長選挙立候補者への公開質問状（2011年4月16日）

質問1	2011年3月11日マグニチュード9.0の地震や津波があり、東京電力福島第1原発で炉心溶融、放射線物質の放出などがあり、多くの住民や作業員が被爆を余儀なくされました。現在も避難は続いており、予断を許さない状況です。この福島第1原発事故は、「人災」であると思いますか。
	(1)思う 理由
	(2)思わない
質問2	函館市の対岸青森県大間町に現在建設中の大間原発は、マグニチュード9.0規模の地震や津波に耐えられると思いますか。
	(1)思う 理由
	(2)思わない
質問3	昨年1月の「原子力シンポジウム」で、講師が「大間原発は絶対事故を起こさない」と発言しましたが、信じられますか。
	(1)信じられる 理由
	(2)信じられない
質問4	あらためて国や事業者に、大間原発の「説明会」開催を要請しますか。
	(1)要請する 理由
	(2)要請しない
質問5	多くの市民が大間原発に不安を抱いていますが、大間原発建設計画を中止するよう国や事業者に要請しますか。
	(1)要請する 理由
	(2)要請しない
質問6	大間原発に限らず、函館市は泊原発や東通原発、六ヶ所再処理工場、むつ中間貯蔵施設に事故があれば影響の及ぶ距離にあります。原子力防災計画を含む原子力防災体制を早急に整える必要があると思いますか。
	(1)思う 理由
	(2)思わない
質問7	原子力に頼らないエネルギー政策への転換を、国に求めますか
	(1)求める 理由
	(2)求めない

大間原発訴訟の会ホームページ<sup>\*10</sup>より

## 資料8 脱原発世界会議2012 YOKOHAMA「原発のない世界のための横浜宣言」(2012年1月15日)

1. 東京電力福島第一原発の事故で被害をうけた人々の権利を守ること。避難の権利、健康対策、除染、補償を受ける権利、そして、2011年3月11日以前と同様の水準で生活する権利が保障されなければなりません。
2. 日本政府および東京電力は完全に情報公開し、説明責任を含むあらゆる責任を果たすこと。これまで行ってきた情報の隠蔽や矛盾した情報の提供を改め、公衆に情報を普及する独立機関を設置すること。
3. 人体、食料、水、土壌および空間における継続的かつ包括的な放射線測定とデータ収集を行い、住民の放射線被ばくを最小化するための緊急かつ必要な措置を公衆に知らせること。データ収集は数世代にわたって必要であり、省庁間連携による取り組みと国際社会による支援が必要です。原子力産業から利益を得てきた企業は、これらのコストを分担しなければなりません。
4. ウラン採掘から廃棄物に至る核燃料サイクルから段階的に脱却し、原発を廃炉していくための世界的な工程表をつくること。「安全神話」は崩れました。核技術はこれまでも決して安全ではなく、莫大な公的補助金無しには生き延びて来られるものではありませんでした。自然エネルギーはすでに立証されており、固定価格買い取り制度のような地域経済を支援する政策さえ実施されれば、地域において地方分権的な形で実施可能になっています。
5. 現在稼働が停止されている日本の原発を再稼働すべきではないこと。法制化された固定価格買い取り制度を実施し、送発電分離などを通じて自然エネルギーを拡大すれば、日本のエネルギー需要は満たすことができます。
6. アジア、中東、アフリカ、ヨーロッパなどの途上国に対して原発やその部品を輸出することを禁止すること。
7. 原子力に頼らない社会をつくるために重要な役割を果たしている地方自治体を支援すること。コミュニティを強化し地方分権とボトムアップを進め、経済、人種、性別に基づく差別のない社会をつくるために、地方自治体の長、地方議会および市民社会の間の連帯を強めましょう。
8. 2012年3月11日に世界中で行動、デモ、セミナー、メディアイベントなどを行い、福島の人々が置かれている状況に抗議し、原発のない世界を呼びかけること。

脱原発世界会議2012 YOKOHAMAホームページ<sup>\*39</sup>より

## 注記

- \* 1 朝日新聞2011年5月13日「原発事故の正体」ウルリッヒ・ベックに対するインタビュー。
- \* 2 函館市防災情報「大間原子力発電所について」、  
〈<http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/soumu/bousai/gen.ooma.html>〉、  
2012.1.14参照
- \* 3 青森県庁ホームページ「大間町原子力発電所の概要」、  
〈<http://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/energy/0001oma.html>〉、2012.1.14参照
- \* 4 電源三法は電源開発促進税法、特別会計に関する法律、発電用施設周辺地域整備法を言う。電源三法に基づき「発電用施設の立地地域・周辺地域で行われる公共用施設整備や住民福祉の向上に資する事業に対して、市町村等に交付金が交付」される。大間町ホームページ「大間原子力発電所の情報」、  
〈<http://www.town.ooma.lg.jp/docs/2/39,2.php>〉、2012.1.14参照
- \* 5 電源開発株式会社ホームページ「原子力発電事業」、  
〈<http://www.jpower.co.jp/bs/field/gensiryoku/project/>〉、2012.1.14参照
- \* 6 原子力文化振興財団は原子力に関する市民講座等を行う団体であり、大間原発とは直接関係はない。
- \* 7 函館新聞2008年3月3日
- \* 8 函館市地域交流まちづくりセンターホームページ 市民活動情報「ストップ大間原発道南の会」、  
〈[http://hakomachi.com/townnews07/2008/01/post\\_477.html](http://hakomachi.com/townnews07/2008/01/post_477.html)〉、2012.1.14参照
- \* 9 函館新聞2007年9月19日
- \* 10 大間原発訴訟の会ブログ、〈<http://ameblo.jp/ooma/>〉、2012.1.14参照
- \* 11 函館新聞2008年4月24日
- \* 12 函館新聞2008年6月8日
- \* 13 函館新聞2008年7月23日
- \* 14 函館新聞2008年6月17日
- \* 15 函館新聞2008年6月27日
- \* 16 函館新聞2009年12月3日
- \* 17 函館新聞2010年1月22日
- \* 18 函館新聞2010年2月1日
- \* 19 函館新聞2010年2月27日
- \* 20 函館新聞2010年7月29日。訴状にある「炉心の予定敷地から約300メートル地点に民間住宅がある」のは、大間町で買収に応じなかった1人のものである。恐山は青森県むつ市、恵山は函館市にあり、ともに活火山である。
- \* 21 asahi.com北海道「第2部 原発(5)海峡を隔て乏しい情報」(2011年6月4日)、  
〈[http://maytown.asahi.com/Hokkaido/news.php?k\\_id=01000951106060002](http://maytown.asahi.com/Hokkaido/news.php?k_id=01000951106060002)〉、  
2012.1.14参照
- \* 22 函館新聞2011年3月17日
- \* 23 函館新聞2011年4月20日
- \* 24 北海道新聞2011年4月13日
- \* 25 北海道新聞2011年4月19日
- \* 26 函館新聞2011年4月28日
- \* 27 函館新聞2011年5月20日
- \* 28 大間原発訴訟の会会報第24号、2011年6月発行

- \* 29 函館新聞2011年 5月22日
- \* 30 函館新聞2011年 5月23日
- \* 31 大間原発反対現地集会実行委員会ホームページ、  
〈<http://nonukesooma.wordpress.com>〉、2012.1.14参照
- \* 32 デーリー東北新聞2011年5月23日
- \* 33 函館新聞2011年 5月29日
- \* 34 函館新聞2011年 6月12日
- \* 35 函館新聞2011年 6月21日
- \* 36 さようなら原発1000万人アクションは大江健三郎、落合恵子、坂本龍一らの呼びかけてではじめられた1000万人の反原発署名を集める運動。  
さようなら原発1000万人アクションホームページ、  
〈<http://sayonara-nukes.org>〉、2012.1.14参照
- \* 37 東日本大震災から3ヶ月後、6月11日に「6.11脱原発100万人アクション」として各地で反対運動が行われた。計画があったのは国内108ヶ所、海外11ヶ国（フランスは38ヶ所を数えた）。  
Our Planet ホームページ「6.11脱原発100万人アクション完全中継のご案内」、  
〈<http://www.ourplanet-tv.org/?q=node/1092>〉、2012.1.14参照
- \* 38 東日本大震災から6ヶ月後、9月11日から19日に「9.11-19脱原発アクションウィーク」として各地で反対運動が行われた。国内81ヶ所、海外5ヶ国が報告されている。「11・11-12・11再稼働反対！全国アクション」ホームページ（「9.11-19脱原発アクションウィーク」参加人数の集計）、  
〈[http://nonukes.jp/wordpress/?page\\_id=830](http://nonukes.jp/wordpress/?page_id=830)〉、2012.1.14参照
- \* 39 脱原発世界会議2012 YOKOHAMAには海外からも30ヶ国が参加し、「原発のない世界のための横浜宣言」をとりまとめた。大間町で買収に応じなかった最後の1人（「大間原発訴訟の会」原告の1人）、青森県で大間原発反対運動を行っている市民団体もブースを出した。  
脱原発世界会議ホームページ、〈<http://www.npfree.jp/>〉、2012.1.16参照。  
原発のない世界をつくる行動の森ホームページ、  
〈<http://npfree.jp/forest-of-action/>〉、2012.2.16参照。
- \* 40 自治労北海道ホームページ、  
〈<http://www.jichiro-hokkaido/gr/jp>〉、2012.1.14参照
- \* 41 北海道平和運動フォーラムホームページ、  
〈<http://www.piace-forum.net/blogeuc>〉、2012.1.14参照
- \* 42 おおま★寄せがきフラッグ・プロジェクト ブログ、  
〈[http://sea.ap.teacup.com/oma\\_project](http://sea.ap.teacup.com/oma_project)〉、2012.1.14参照
- \* 43 北海道新聞2011年 6月28日
- \* 44 函館新聞2011年 7月 1日
- \* 45 函館新聞2011年 7月21日
- \* 46 函館新聞2011年 7月24日
- \* 47 デーリー東北新聞2011年 8月20日
- \* 48 デーリー東北新聞2011年 8月31日
- \* 49 函館新聞2011年 8月31日
- \* 50 函館新聞2011年 9月20日
- \* 51 北海道新聞2011年10月20日
- \* 52 函館新聞2011年10月21日

- \* 53 泊原発は北海道で唯一、泊村にある北海道電力の原発で1号機が1989年、2号機が1991年、3号機が2009年に運転を開始している。3号機は一部MOX燃料を使用するプルサーマル計画があり、2008年10月のシンポジウムで北海道電力が社員に推進に賛成する意見を送るようにメールを送っていたことを認め、2011年8月に謝罪している。泊原発から札幌までは約70kmである。
- \* 54 泊原発の廃炉をめざす会ブログ、  
〈<http://tomari.sakura.ne.jp>〉、2012.1.14参照
- \* 55 泊原発3号機は東日本大震災時、定期検査中で調整運転中であった。その後も調整運転を継続し、東日本大震災時において運転中であったことから再稼働にはあたらないとして、ストレステストを受けずに2011年8月、そのまま営業運転に移行した。
- \* 56 幌延高レベル核廃棄物処分場候補地は、北海道幌延町にある高レベル放射能廃棄物を地層処分する技術を開発するための核燃料開発機構の研究施設である。2001年4月開設。2000年12月に北海道及び幌延町、核燃料開発機構との間で、放射能廃棄物を持ち込まない、放射能廃棄物の最終処分場や中間貯蔵施設にしない旨の協定書をおかわしている。岐阜県瑞浪町にも同様のものがある。  
幌延町ホームページ「幌延深地層研究センター」、  
〈<http://www.town.horonobe.hokkaido.jp/www4/section/soumu/le009f00000000erz.html>〉、2012.1.14参照
- \* 57 脱原発ネットワーク・北海道ホームページ、  
〈<http://nonuke-h.greenwebs.net>〉、2012.1.14参照
- \* 58 函館新聞2011年10月30日
- \* 59 函館新聞2011年10月31日
- \* 60 函館新聞2011年11月21日
- \* 61 函館新聞2011年12月6日
- \* 62 函館新聞2011年9月21日
- \* 63 北海道新聞2011年7月6日
- \* 64 河北新報2011年12月27日
- \* 65 東奥日報2011年12月27日
- \* 66 函館市の反対運動は直接つながっていないが、大間町や青森県で反対運動に関わる市民団体が「脱原発世界会議2012 YOKOHAMA」に参加している。
- \* 67 実際に全国の脱原発運動の主張、「脱原発世界会議2012 YOKOHAMA」の宣言が実現できれば、その1つである大間原発の建設は当然中止される。
- \* 68 福島第一原発事故前、原発の安全神話が生きており、全国の前原発建設差し止め訴訟が敗訴を重ねている状況では、大間原発の特殊性を主張するしかなかったためである。

## 文献

- ウルリッヒ・ベック、アンソニー・ギデンズ、スコット・ラッシュュ(1997)再帰的近代化  
ー近現代における政治、伝統、美的原理、而立書房
- ウルリッヒ・ベック(1998)危険社会 ー新しい近代への道、法政大学出版会
- ウルリッヒ・ベック(2010)世界リスク社会論 ーテロ、戦争、自然破壊、ちくま学芸文庫
- ウルリッヒ・ベック、鈴木宗徳、伊藤美登里(2011)リスク化する日本社会  
ーウルリッヒ・ベックとの対話、岩波書房

